

つちはし事務所通信

発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2021年10月1日

10
October
2021

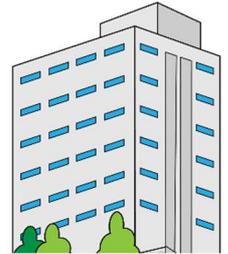


新省庁 創設

デジタル庁が発足！

令和3年9月1日、デジタル庁が発足しました。

デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に呵成に作り上げることを目指しています。デジタル庁の概要を確認しておきましょう。



デジタル庁の概要

●デジタル庁の業務

・国の情報システム

基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理
重要なシステムは自ら整備・運用

・地方共通のデジタル基盤

全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整

・マイナンバー

マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理

・民間・準公共部門のデジタル化支援

重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理

・データ利活用

ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備

・サイバーセキュリティの実現

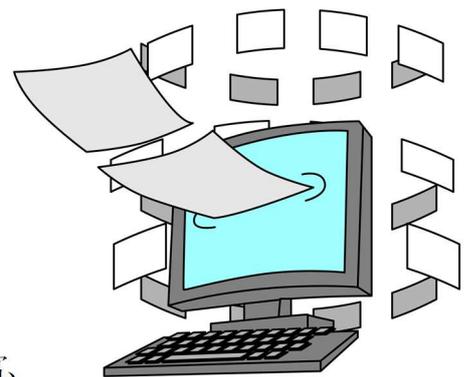
専門チームの設置、システム監査

・デジタル人材の確保

国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

●デジタル庁の組織

・内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）等を置く



☆ デジタル庁では、徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進めていくこととしています。

期待が膨らむ一方で、プライバシー侵害等への懸念を抱く方も多いと思います。

システム障害やサイバー攻撃などによる情報漏えいが相次ぐ中、まずは国民の不安を払拭し、国民の信頼を得ていくことが不可欠といえるでしょう。



保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが可能に（令和3年10月～）

健康保険制度における被保険者証については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付することが義務付けられていました。しかし、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、令和3年10月1日からは、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが認められることになりました（同制度の高齢受給者証等や船員保険制度の被保険者証等についても同様）。

これを受けて、厚生労働省から、「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」を掲載した事務連絡がありました。主要なものを紹介します。

被保険者証等の直接交付に関するQ&A 主要なものを抜粋

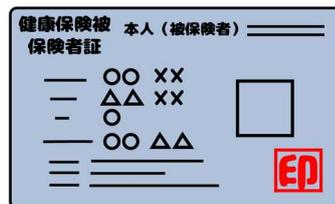
Q 被保険者証等の直接交付が認められるのは、保険者が支障がないと認めるときであるが、この「保険者が支障がないと認めるとき」とは、どのような状況を想定しているのか。

A 事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付事務の実現可能性や、関係者（保険者・事業主・被保険者）間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況を想定している。

Q テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等の返納についても、事業主経由を省略してよいか。

A 省略できない。改正省令による改正後の健康保険法施行規則においても、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければならないこととされている。

★ 企業の事務手続が一つ減ることになりますね。しかし、協会けんぽからは直接交付についての詳細は明らかになっておりません。分かり次第改めて紹介させていただきます。また、被保険者証等の返納については、これまでどおり企業を経由して行うことになります。この点にも注意が必要です。



あとがき◆つちはし事務所より

★いよいよ10月1日から、先月号でお知らせした徳島県の**最低賃金824円**が発行となります。今年は**28円**の引上げとなり、月給者の場合、通勤手当や皆勤手当、残業手当等を除いた賃金が**142,500円未満の場合、最低賃金を下回っている可能性**がありますのでご注意ください。さらに10人未満で週44時間制を採用している場合は、**157,500円未満で最低賃金割れの可能性**があります。特に東京や大阪、兵庫などに支店や営業所がある場合は最低賃金が徳島よりかなり高いですから、要チェックです。**淡路島も兵庫県ですから最低賃金は928円**となりますよ。

★10月は**社労士制度推進月間**です。徳島県社会保険労務士会では一般の方を対象に10月15日（金）、徳島グランヴィリオホテルにて「社労士会セミナー」を開催する予定です。昨年は新型コロナの影響で動画配信となりましたが、今年は会場での受講に加えて、Zoomで同時配信するハイブリッド形式で開催します。詳しくは10月2日（土）の徳島新聞の広告でお知らせしますが、テーマは「高齢者雇用」。令和3年4月1日より施行されている「高齢者雇用安定法」で努力義務となった70歳までの就業機会確保の内容と、高齢者の賃金や処遇はどうすべきかなど高齢者雇用をめぐる具体的な実務対応について、社会保険労務士の大津章敬先生が分かりやすく解説します。詳しい内容と、お申し込み方法は社労士のHP (<https://sr-tokushima.or.jp/seminar1015.html>) をご覧ください。

